

事 務 連 絡

平成30年9月6日

都道府県
各 指定都市 民主主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る
児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

今般の地震発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあります。

児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能となっています。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切な対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市及び福祉事務所を設置する町村へ周知をお願いいたします。